

ネクストトクシマプロモーション業務 委託候補者選定要領

1 目的

この要領は、ネクストトクシマプロモーション業務委託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。))において、委託候補者の選考に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 審査の方法

- ・選考委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。選考委員会での説明資料は提案書のみとし、それ以外の資料の提出は不可とする。
- ・選考委員会は令和8年9月9日(水) 12時30分から開催し、提案者はWeb会議の参加とする。Web会議の案内は、参加資格を有する応募者に別途通知する。
- ・企画提案書等については、選考委員会の前に事務局が書面による事前審査を実施する。事前審査の結果については、令和8年9月4日(金)までに参加資格を有するすべての応募者に対し通知を行うこととする。なお、参加資格を有する応募者が6者を超える場合は、事務局が企画提案書等を採点し、選考委員会に参加する5者を選定する。
- ・評価基準に基づき各委員が評価し採点を行い、最優秀委託候補者及び第1～2位補欠候補者を選定する。
- ・なお、応募者が1者のみの場合は、前記「採点」を「適・不適の判定」に読み替える。
- ・各提案者の発表時間は20分以内とし、発表ののちに質疑の時間を10分程度設ける。

3 採点・評価の方法

各委員が応募者毎に別紙1の採点表により採点又は評価を行う。

(1) 採点・評価の手順

- ①各審査項目を評価基準に基づき、採点を行う。
- ②採点の結果、同点が2者以上の場合は、評価基準「広告の妥当性」、「予算の妥当性」、「効果測定」の合計の得点が高い順に高得点者とする。
- ③応募者が1者の場合は、上記規定による評価を行わず、各委員が「評価基準」に基づき総合的に審査の上、適否(適・不適)の評価を行う。なお、評価が分かれる場合は、選定委員会の協議により最終的な適否の評価を決定する。
- ④各委員が採点した「採点表」をもとに、応募者ごとに「委員別集計表」を必要に応じて作成するものとする。

(2) 採点の基準

- ①応募者が1者の場合を除き、採点の基準は次のとおりとし、相対的な評価を行う。

評価区分	5点満点
大変優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1
未記入	0

- ②採点数に各評価項目ごとの配点率を乗じたものが得点数となり、得点数により最優秀委託候補者を選定する。